

改正の方向性（展示動物）

基本原則・責務の改正

第一種動物取扱業の規制強化

特定動物の規制強化

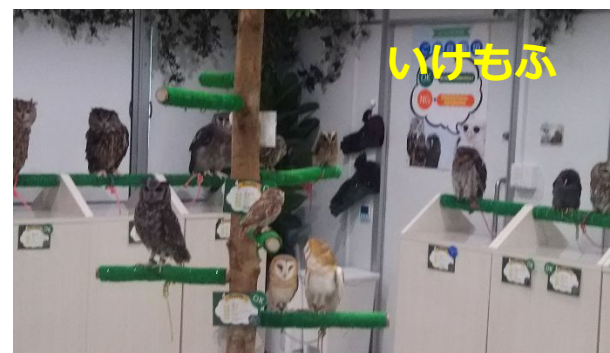
基本原則に「5つの自由」すべてを

人の占有下にある動物の福祉の国際原則
「5つの自由」のうち、現行法第2条の基本原則に盛り込まれていない、

- 恐怖や抑圧からの自由
 - 自然に行動できる自由
- を追加。**

前回の法改正で盛り込まれている：

- 飢えと乾きからの自由
- 肉体的苦痛と不快からの自由
- 外傷や疾病からの自由



適正飼養を義務に！

現在は「適正飼養」が
努力義務に過ぎない！



ゾウを25㎡で飼育

「適正飼養できていない状態を放置することは虐待である」
という認識に変える

改正案

3m×4mのガラス張りで
ライオンを飼育

(動物の所有者又は占有者の責務等)
第七条 その動物をその種類、習性等
に応じて適正に飼養し、又は保管しな
ければならない。

※何が適正飼養かについては、動物行動学に基づいた基準を！

宇都宮動物園



ARC

めっちゃさわられる動物園



動物園・展示施設の余剰動物問題

- 展示する動物を維持するため常に繁殖し続けなければ成り立たない。⇒**実は繁殖業者でもある。**
- キャパシティを超える**余剰個体**が生まれ、受け入れる動物園がない場合には、動物商を介して劣悪業者やショップの手に渡る。



展示即売会で売られる動物園由来動物

【表面化した事例】

- 天王寺動物園から移動動物園の手にわたり、移動先でその日に脱走したシマウマが捕獲作業で死亡。
- 羽村市動物公園からめっちゃさわれる動物園に行ったサーバルキャットのうち1匹が数日ほどで死亡していた。

譲渡販売時の責務・繁殖制限義務化

- 適正飼養ができない者に譲り渡しや販売をしてはならないものとするべき！

改正案

(動物販売業者及び動物を譲渡す者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者及び動物を譲渡す者は、適正飼育を遵守できることを確認しなければならない。

きちんと飼える人にしか
売らない、譲らない！

- 適正な飼育ができない可能性があっても繁殖制限をしない人・業者が多い。

改正案

犬猫だけでなく、全ての飼育動物のみだりな繁殖を制限することを義務に。
行政は繁殖制限の指導と推進を。

昭和公園 インコ大繁殖



ARC

輸送時の取扱い：責務と業登録

輸送ストレスは動物に加えられるストレスの中でも特に大きなものだが、日本の法律では軽視されている。

問題：

- 温度管理なし
- 過密輸送
- 無計画な輸送

など

改正案



● 現行の基準に含まれる内容を法律に明記する

できるだけ短い時間にすること・休憩を設けること・動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採ること・適切な間隔で給餌及び給水を行うこと・適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること

● 第一種動物取扱業の対象に輸送業も含める

例：航空会社、宅急便会社、輸送専門業者など

規制が緩いために動愛法が意識されない

動物園について蔓延している誤解：

動物園・水族館も現行法で

既に第一種動物取扱業の規制を

受けています！

ただし、

- 施行規則に展示業に特化した義務項目がないなど、他の業種に比べると規制が緩い
- 無料の施設は第二種なので届出に過ぎない

犬猫等販売業の規制を展示等に拡大

現行法で「犬猫販売」業者のみに求められているもの：

- 動物の健康管理方法、連携・雇用する獣医師、業に供せなくなった動物の取扱い、需給調整、展示方法などを書いた健康安全計画の提出義務。
- 所有頭数・繁殖数、死亡数等の毎年の届け出義務。
- 死亡時に獣医師の検案を求めることができる。
- 個体ごとの帳簿の保管義務。

全ての事業者で動物の福祉にかかわる状況を把握・指導できるようにする必要がある。

改正案

「犬猫等」を「動物」に変更、業種も拡大

動物取扱業の対象を脊椎動物に拡大

苦痛を感じる能力を基準に範囲を拡大する。

改正案

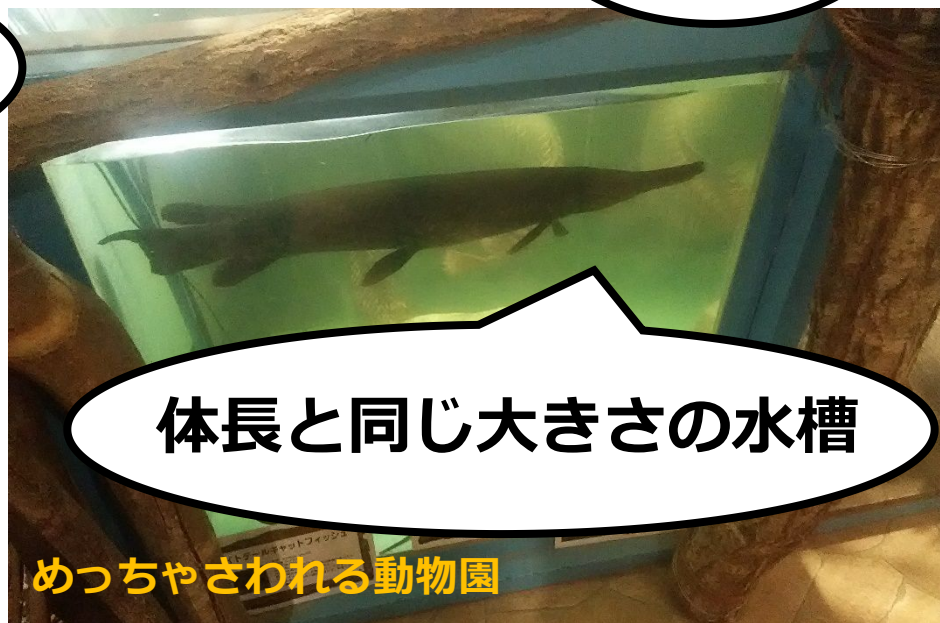
- 両生類
- 魚類（観賞魚）
を含める



体がボロボロ



体長と同じ大きさの水槽



山方淡水魚館

めっちゃさわられる動物園

登録拒否や取消しが機能していない

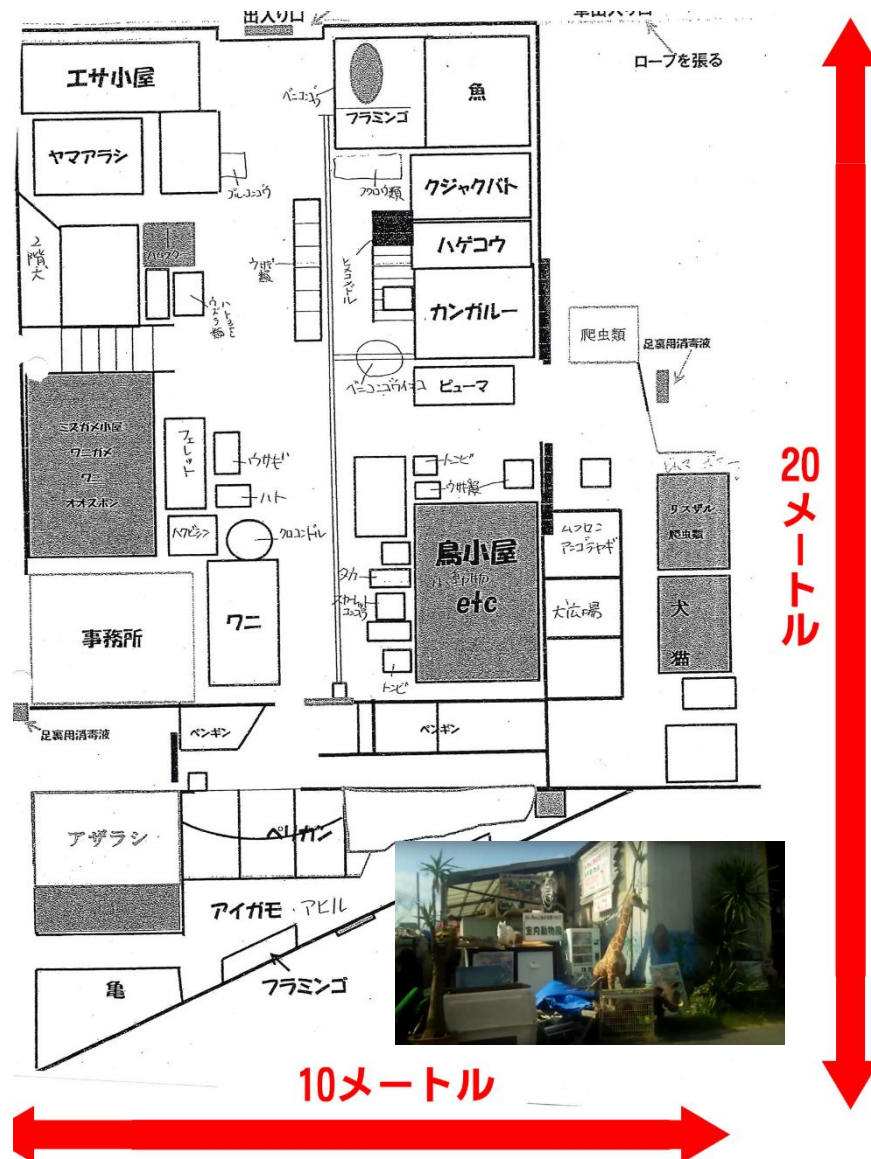
堀井動物園（滋賀県）

- 管理能力を超える多種多様な動物を狭い施設で劣悪飼育する移動動物園。取扱業が届出制から登録制に移行した際に、登録拒否できなかった。

⇒明確な基準の必要性

- 動物の脱走や無許可飼育等が繰り返されている。悪臭で苦情。
- 何度も文書で指導票を切られているが勧告・命令に至らない。
- 第二飼育場は土地の権原について登録取消の要件を満たすが実行されない。

一体何度指導したら勧告・命令・取消ができるのか？！



機能する法律に変える

改正案

● 動物行動学に基づいた具体的な飼養要件の策定

動ける面積の数値基準・設備・温度管理・ストレス兆候・飼養方法・エンリッチメント・管理スタッフの条件や人数を含む。

● 勧告や処分時の動物の一時保護を可能にする

● 改善勧告等の期間に定め（上限）を設ける

（勧告や、勧告に係る処置（業取り消し等）は）一月以内の期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告（勧告に係る処置を）しなければならない。

● 動物の取扱いに起因した犯罪を犯せば登録拒否・取消

動物取引で詐欺を行なった者等、現行法でカバーできていない犯罪も含まれるよう、動物の取扱いに係る行為について罰金以上の刑に処せられた者とする。また暴力団構成員は登録できないようにする。執行後五年を経過しない者とする。

● 要件を満たさない者の登録取消は「できる」規定ではなく、しなければならないものとする。

登録前の立入を義務化、取消後も

★現行法の意外な盲点：

第一種動物取扱業の登録に際して 立入検査が義務化されていない

常施設については、ほとんどの自治体で登録前の立入が行われているが、短期イベントについては立入なしで登録するという例外対応を行っている自治体が46.9%あった。
(PEACE自治体アンケート調べ 2015)

登録がなければ広告が打てないはずなのに...

改正案

- 登録前に必ず立入検査を行い、基準に適合した場合にのみ登録されるものとする。
- 登録取消後も報告・立入検査を可能にする。

特定動物を扱う業者への規制強化

=人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定められた動物

- 逸走、事故などの場合に罰則がない。営業停止、登録取消ができるようにする。
- 餌やりや、ふれあい、簡易な展示、安易な輸送はできないようにする。
- 移動用施設での常時飼育は不可とする。
- 飼育許可年限を全国統一で短縮する。
- 個体を把握しトレーサビリティを確立。

※個人の愛玩飼養については禁止を求めています！



そのほか

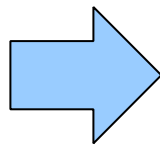
罰則の強化

罰則の強化と対象の拡大

● 動物虐待罪の上限を器物損壊罪（懲役3年）以上とする

改正案

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。



第四十六条 脊椎動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、**五**年以下の懲役又は**三百万円**以下の罰金に処する。

- **殺傷・虐待の罰則が適用される「愛護動物」に両生類、魚類を含める**
- **行政による緊急一時保護を可能にする**
- **殺傷・虐待・不適切飼養・遺棄した者が二度と飼養できないようにする**

虐待の定義を明確化する

● 虐待の定義を明記し、虐待の判断をしやすくする

- ① 身体に外傷を生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 習性に適した給餌、給水を怠ること。
- ③ 酷使したり、加重労働させること。
- ④ 長時間拘束し、狭い空間に入れ、又は繋ぐ若しくは適切な運動をさせないこと。
- ⑤ 習性や生態に反し、動物本来の自然な行動を発現できない飼養管理を行うこと。
- ⑥ 傷病の治療や疾病の予防を行わないなど、健康への配慮を怠ること。
- ⑦ 苦痛を与える輸送をすること。
- ⑧ 闘わせること。
- ⑨ 不適切な照度、温度、湿度、騒音、臭気の下に放置すること。
- ⑩ 過密状態で飼養すること。
- ⑪ 著しい恐怖、不安、不快等の心理的苦痛を与えること。
- ⑫ 上記に掲げるもののほか、みだりに衰弱させること。